三百七　航空自衛隊秋田分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
秋田県秋田市	秋田県秋田市	秋田県秋田市
雄和椿川字山籠二十三番地二十六	雄和椿川山籠（次の図面に示す部分に限る。）	雄和椿川奥椿岱、雄和椿川駒坂台、雄和椿川堤根、雄和椿川佛供田、雄和椿川山籠、雄和平尾鳥大巻、雄和平尾鳥竹ノ花、雄和平尾鳥中田及び雄和平尾鳥中村（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百八　航空自衛隊大滝根山分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
福島県双葉郡川内村	福島県田村市	福島県双葉郡川内村
大字上川内字花の内六番地	滝根町神俣（次の図面に示す部分に限る。）及び滝根町神俣以外の次の図面に示す地域	大字上川内、大字上川内後谷地及び大字上川内花ノ内（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	滝根町神俣（次の図面に示す部分に限る。）及び滝根町神俣以外の次の図面に示す区域	大字上川内、大字上川内後谷地、大字上川内高見曽根及び大字上川内花ノ内（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百九　航空自衛隊木更津分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
千葉県木更津市	千葉県木更津市	千葉県木更津市
岩根一丁目四番一号	岩根一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに久津間（次の図面に示す部分に限る。）	岩根一丁目から四丁目まで、瓜倉（次の図面に示す部分に限る。）、江川（次の図面に示す部分に限る。）、久津間（次の図面に示す部分に限る。）、高砂一丁目から三丁目まで（次の図面に示す部分に限る。）、高柳（次の図面に示す部分に限る。）、中里（次の図面に示す部分に限る。）、中島（次の図面に示す部分に限る。）、西岩根、本郷一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び万石（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百十　航空自衛隊峯岡山分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
千葉県南房総市	千葉県鴨川市	千葉県鴨川市
丸山平塚乙二番地五百六十四	吉尾平塚（次の図面に示す部分に限る。）	大川面、大山平塚、釜沼、北風原、平塚、細野、宮山及び吉尾平塚（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	千葉県南房総市	千葉県南房総市
	丸山平塚	大井（次の図面に示す部分に限る。）及び丸山平塚

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。